

【目次】

1. 公益法人の寄附金収入に関する実態調査の実施について（調査御協力をお願い）
 2. 公益法人運営のワンポイントアドバイス
 3. 相談会開催のお知らせ
 4. テーマ別セミナー開催のお知らせ
-

1. 公益法人の寄附金収入に関する実態調査の実施について（調査御協力をお願い）
-

このたび、内閣府では、統計法に基づく一般統計調査として、全国の公益社団法人及び公益財団法人を対象とした「公益法人の寄附金収入に関する実態調査」を外部の民間事業者（※）に委託し、令和 2 年 1 月 31 日から 2 月 28 日まで実施しております。

※調査業務は、エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社に委託しております。

本メルマガにおいては、調査について改めて周知させていただくとともに、これまでに事務局に寄せられた御質問と回答を御紹介いたします。

【調査の目的はなんですか】

本調査は、公益法人の寄附金収入に関する実態や寄附税制に関する意識を調査し、税制改正などの公益法人の寄附に関する施策の検討の基礎資料とすることを目的としています。

（参考）

平成 28 年度にも同様の寄附金実態調査を実施しております。

その後の税制改正では、現物寄附へのみなし譲渡所得税等に係る特例措置に係る承認手続の簡素化などの措置が認められております。

【調査の回答方法が分かりません】

公益法人 information (<https://www.koeki-info.go.jp/contribute/kifukin-toukei.html>) に調査の回答ページへのリンクを貼付しておりますので、先日各法人宛てに郵送させていただきました調査依頼状に記載されている調査対象者 ID・パスワード等を御用意の上、御回答をお願いいたします。

また、公益法人 information に回答の手引きを掲載しておりますので、適宜御参照ください。

【寄附金収入がないのですが、本調査に回答する必要はありますか】

本調査は、寄附金収入がないことも含めて法人の寄附金収入に関する状況を把握するものであるほか、寄附税制の認知状況なども把握することを目的としています。

このため、寄附金収入がない法人様におかれましても、その状況等について御回答をお願いいたします。

【ログインできない・法人コードが分からないなどの問い合わせはどこで受け付けてくれますか】

本調査に関する御質問は、以下の窓口にお問い合わせください。

（調査の設問・回答方法等に関するお問い合わせ）

公益法人の寄附金収入に関する実態調査実施事務局 お問合せ窓口

フリーダイヤル：0120-966-619（土、日、祝日を除く、9:30～17:30）

メールアドレス：kifukin_r1@ml.mri-ra.co.jp

（調査の趣旨・実施体制等に関するお問合せ）

内閣府大臣官房公益法人行政担当室（担当：伊山、中島（三））

電話番号：03-5403-9528 F A X 番号：03-5403-0231

公益法人の皆様におかれましては、御多忙の折大変恐縮ですが、調査の趣旨を御理解の上御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2. 公益法人運営のワンポイントアドバイス

■業務執行理事の理事会での報告についての留意点

公益法人においては、代表理事及び代表理事以外の業務執行理事の中に非常勤の方や他の団体の役職を兼務する方がいるなど、理事会の招集に苦勞されているケースが多くあるようです。

そのような中で、一般法人法第91条第2項本文は、代表理事及び業務執行理事は3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならないとされていますので、本稿ではこの報告義務を満たすために留意すべき事項（定款の定めとの関係）について説明したいと思います。

定款において、この条文をそのまま定めているケースが多くありますが、ここでいう「3か月に1回以上」は、一般に四半期ごとにどこかで1回、理事会を開催すればよいという意味ではなく、少なくとも3か月に1回は理事会を開催し、報告しなければならないということの意味するとされています。

具体的には、例えば事業年度を毎年1月1日から12月31日までとする法人が、1月10日に理事会を開催した場合、次回の報告は4月1日から6月30日までに開催すればよいというものではなく、4月10日までに開催する必要があるということになります。

そのため、定款にこの規定をした場合、正確に日程を調整した場合でも年に最低4回は、理事会を開催し、報告をする必要が生じます。

そこで、一般法人法第91条第2項但し書きは、この要件を緩和し、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上その報告をする運用も可能としています。その場合は、その旨を定款で定める必要があります。

理事会を毎月開催しているような法人にはあまり関係ない話かと思われそうですが、定款にこの規定がないまま理事会への報告を年度内で4回としている法人の場合は、日程が変更となるなどの場合に意図せず法の規定に反する可能性がありますので、心配であれば上記のような定款の定めを置くことを検討すると良いでしょう。

<参考：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律>

第九十一条 次に掲げる理事は、理事会設置一般社団法人の業務を執行する。

一 代表理事

二 代表理事以外の理事であって、理事会の決議によって理事会設置一般社団法人の業務を執行する理事として選定されたもの

2 前項各号に掲げる理事は、三箇月に一回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。ただし、定款で毎事業年度に四箇月を超える間隔で二回以上その報告をしなければならない旨を定めた場合は、この限りでない。

3. 相談会開催のお知らせ

■公益認定申請及び公益法人の運営に関する相談会の開催案内

○大阪第4回開催（申込み〆切：2月17日（月））

開催日：2020年2月28日（金）

・相談会 1)13:00～ 2)14:00～ 3)15:00～ 4)16:00～

場所：大阪科学技術センター（大阪府大阪市西区靱本町1-8-4）

※この回は、内閣府職員による簡易セミナーはございません。

○東京第8回開催（申込み〆切：2月25日（火））

開催日：2020年3月5日（木）

・相談会 1)13:00～ 2)14:00～ 3)15:00～ 4)16:00～

場所：エッサムホール神田1号館（東京都千代田区神田鍛冶町3-2-2）

※詳細・申込み方法は下記を御覧ください。

<https://www.koeki-info.go.jp/#SeminarNews>

4. テーマ別セミナー開催のお知らせ

■今年度第4回のテーマ別セミナーについて

内閣府では、法人運営をサポートする観点から「テーマ別セミナー」を開催しています。

今年度第4回は、先日大阪で開催し好評をいただきました「公益法人・移行法人の事務担当者向け！電子申請（公益 information）について」をテーマに、2月26日に東京で開催を予定しています。

年に一度の定期提出書類の作成・提出を行うときに、システム上間違いやすい箇所や操作方を内閣府の職員が説明します。

（書類の内容ではなく、作成・操作方法に関する説明になります。）

※今回のセミナーでは、移行法人向けのコマ、公益法人・移行法人向けのコマ、公益法人向けのコマがあります。

移行法人の方には①・②コマの、公益法人の方には②・③コマの受講をおすすめします。

お申し込みの際に御注意ください。

○テーマ別セミナー第4回（東京開催）（申込み〆切：2月17日（月））

日時：2020年2月26日（水）13:30～16:40（予定）

場所：日本学術会議 講堂（東京都港区六本木7-22-34）

対象：公益法人・移行法人の事務担当者

特に初心者・パソコン操作に不安がある方におすすめです。

内容：①13:30～14:00 移行法人向け！

電子申請（公益 information）による事業報告（B43-1）の作成方法

②14：15～15：15 公益法人・移行法人向け！

電子申請（公益 information）による事業報告等の提出方法

（内容は、11月25日東京簡易セミナー、12月16日大阪簡易セミナーの復習になります。）

③15：30～16：40 公益法人向け！

電子申請（公益 information）による事業報告（G2-1）等の作成方法

※参加は無料です。

※1月27日に大阪で開催した第3回と同じ内容です。

※詳細・申込み方法は、下記を御覧ください。

<https://www.koeki-info.go.jp/#SeminarNews>

=====
このメールマガジンは送信専用メールアドレスから配信されています。

◇新規登録・登録解除（配信停止）、バックナンバー参照はこちらから

<https://www.koeki-info.go.jp/other/mailmagazine.html>

◇メールマガジンに関する御意見・御希望をお送りください。

koeki-seminar.s8h@cao.go.jp

=====
[内閣府 公益法人メールマガジン]

発行：内閣府公益認定等委員会事務局総務課広報担当

〒105-0051 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル12階

TEL:03-5403-9586

<国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト：公益法人 Information>

<https://www.koeki-info.go.jp/index.html>

=====
COPYRIGHT (C) 2020 Cabinet Office, Government of Japan. ALL RIGHTS RESERVED.

本メールの無断転載を禁止します。